

第2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

1 提出しなければならない者

平成16年中に退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与（社会保険制度に基づく退職一時金や国税庁長官の承認を受けたいわゆる企業年金制度に基づく一時金で退職所得とみなされるものも含みます。以下「退職手当等」といいます。）を支払った者です。

ただし、死亡退職により退職手当等を支払った場合は、相続税法の規定による「退職手当金等受給者別支払調書」を提出することになりますので、この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は提出する必要がありません。

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】

平成16年中に支払が確定した退職手当等の受給者が、法人（人格のない社団や財団を含みます。）の役員（取締役、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）であった者

（注）退職所得の源泉徴収票は、提出範囲にかかわらず、退職後1か月以内にすべての受給者に交付しなければなりません。

2 各欄の記載要領

記入欄名	記載すべき事項
(1) 支払を受ける者	<p>①「住所又は居所」欄 源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載してください。</p> <p>②「氏名」欄 役職名は、退職直前の役職名を記載してください。</p>
(2) 区分	<p>①上段 平成16年中に他から退職手当等の支払を受けていない旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出した受給者について記載してください。</p> <p>②中段 平成16年中に他からも退職手当等の支払を受けている旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出した受給者について記載してください。</p> <p>③下段 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がないため100分の20の税率を適用して所得税を源泉徴収した受給者について記載してください。</p>
(3) 支払金額	平成16年中に支払の確定した退職手当等の金額を記載してください。 この場合、源泉徴収票の作成日現在で未払のものがあるときは、その未払額を内書してください。
(4) 源泉徴収税額	平成16年中に源泉徴収すべき所得税の税額(上の(3)に対応する税額)を記載してください。
(5) 特別徴収税額	平成16年中に特別徴収すべき地方税の税額(上の(3)に対応する税額)を記載してください。
(6) 退職所得控除額	退職所得に対する源泉徴収税額の計算に当たり控除した金額を記載してください。
(7) 勤続年数	退職所得に対する源泉徴収税額の計算の基礎となった勤続年数を記載してください。 (注) 勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年として計算してください。
(8) (摘要)	<p>① 次の(イ)又は(ロ)に該当するときは、これらの期間を今回の退職手当等の計算の基礎に含めた旨、含めた期間、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎</p> <p>(イ) 平成15年以前に、他の支払者のもとに勤務したことがあり、かつ、その者から前に退職手当等の支払を受けている場合において、当該前の退職手当等の支払者のもとに勤務した期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき</p> <p>(ロ) 平成15年以前に、その者に退職手当等を支給している場合において、当該前の退職手当等の計算の基礎とした期間を今回の退職手当等の計算の基礎とした期間に含めたとき</p> <p>② 平成16年中に支払を受けた退職手当等に係る勤続期間等の一部が、平成12年から平成15年までの間に支払を受けた退職手当等に係る勤務期間等と重複している場合(前記の①に該当するときを除く。)には、勤務期間等が重複している旨、重複している部分の期間、その期間内に支払を受けた退職手当等の収入金額、退職所得控除額の計算上控除した金額の計算の基礎</p> <p>③ 障害者となったため退職したことにより100万円を加算した額の控除を受けた者については、◎の表示</p>
(9) 支払者	退職手当等を支払った者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称及び電話番号を記載してください。

3 その他の注意事項

- (1) 税務署へ提出する「退職所得の源泉徴収票」のうち、日本と情報交換の規定を有する租税条約を締結している各国（4ページ【表1】参照）に住所（居所）がある者の「退職所得の源泉徴収票」については、同じものを2枚提出してください。
- (2) 特別徴収票の提出先は、受給者の平成16年1月1日現在の住所地の市区町村です。
- (3) 「退職所得の源泉徴収票」の提出期限は退職後1か月以内ですが、取りまとめて、平成17年1月31日までに提出しても差し支えありません。
なお、「退職所得の特別徴収票」の提出期限は、退職後1か月以内です。
- (4) 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の作成
「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は同じ様式ですので、税務署や市区町村に提出しなければならない受給者については、同じものを3枚作成してください。
また、税務署や市区町村に提出する必要のない受給者分については、受給者交付用として1枚だけ作成してください。

4 記載例

平成16年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支 払 を 受ける者	住所又は居所	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-2					
	平成16年1月1日 の住 所	同 上					
	フ リ ガ ナ 氏 名	(役職名) 専務 国 稅 二 郎					
区 分		支払金額	源泉徴収税額	特 別 徴 収 税 額			
		千 円	千 円	千 円	千 円		
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分		10,000,000	100,000	26,800	17,900		
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分							
退職所得控除額	勤 続 年 数	就 職 年 月 日		退 職 年 月 日			
800 万円	20 年	昭和60年4月1日		平成16年12月19日			
(摘要)							
支 払 者	住 所 (居 所) 又は 所 在 地	名古屋市東区主税町3-18					
	氏名又は名称	○○商事 株式会社		(電話) 052-XXXX-XXXX			

(注)

1 この記載例は、他から退職手当等の支払を受けていない旨の記載がある「退職所得の受給に関する申告書」を提出している者の例です。

2 この「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の記載に当たっては、「平成16年分給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿」の裏面の「退職所得の税額計算」欄などを基にして必要な事項を転記します。

第3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調査

1 提出しなければならない者

平成16年中に所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金(以下、「報酬、料金等」といいます。)を支払った者です。

【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調査の提出範囲】

区分	提出範囲
(1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
(2) バー、キャバレー等のホステス、バンケットホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
(3) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が50万円を超えるものただし、国立病院、公立病院、その他の公共法人等に支払うものは提出する必要はありません。
(4) 広告宣伝のための賞金	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
(5) 馬主が受ける競馬の賞金	平成16年中の1回の支払賞金額が75万円を超えるものの支払を受けた者に係るその年中のすべての支払金額
(6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金	同一人に対する平成16年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの
(7) (1)から(6)以外の報酬、料金等	